

旧坂越浦会所

「坂越の自然・歴史・まち並みを歩く - 市民がつくる写真展 - 」

写 真 応 募 要 綱

募集期間 平成 21 年 4 月 27 日 (月) ~ 平成 21 年 8 月 19 日 (水) 必着
募集対象 赤穂市民に限らず、どなたでも応募できます。
応募方法 写真応募用紙に記入のうえ、画像を収録した C D - R で応募ください。
メールによる応募は受け付けておりません。

写真展概要

| | |
|------|--|
| 主 催 | 赤穂市教育委員会 |
| タイトル | 「坂越の自然・歴史・まち並みを歩く - 市民がつくる写真展 - 」 |
| 開催場所 | 旧坂越浦会所 (赤穂市坂越 1 3 3 4 番地) |
| 開催期間 | 平成 21 年 9 月 2 日 (水) ~ 平成 21 年 11 月 3 日 (水) 10 : 00 ~ 16 : 00 火曜日休館、11 月 3 日は文化の日のため開館 |
| 展示写真 | 市民応募の写真から選んだ 60 点程度 (主催者提供も若干含む) を A 3 サイズ等 (インクジェットプリント、のりパネ貼り) で展示いたします。 |
| 入館料 | 無 料 |

応募先 郵便で応募
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係
T E L 0791-43-6962 FAX 0791-43-6895
「写真展応募」と封筒に記入ください。
持込みで応募 (下記のどちらかに持込みください)
赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係
旧坂越浦会所 (赤穂市坂越 1334 番地、開館 10:00 ~ 16:00、火曜日休館)

結果発表 赤穂市教育委員会 Web サイト「赤穂市の文化財」
(<http://www.ako-hyg.ed.jp/bunkazai/>) にて公表します。

応募条件 (1) 6 0 0 万画素以上のデジタルカメラで撮影した、2 M B 以上のファイルサイズをもつ Jpeg 形式データで応募してください。フィルムでは応募できません。
(2) 1 人につき 3 枚まで応募可能です。
(3) 他展への既応募作品も応募可能です (著作権事項は応募者責任)。
(4) 赤穂市教育委員会が行う展示写真の選考、展示場所、展示方法には異議を申し立てることはできません。
(5) 人気投票で高得点を獲得した作品は、希望者に寄贈する予定です。
(6) 展示終了後、寄贈作品以外の作品の取扱いは、教育委員会へ一任するか、応募者へ送付 (着払い) するかを選択できます。
一任された写真は、旧坂越浦会所で今後展示することもあります。
(7) プリントは応募者の意図と差があることがあります。教育委員会側で明暗等、若干の色補正をさせていただくこともございます。印刷結果と、応募者の意図の差に異議を申し立てることはできません。
ご了承ください。

旧坂越浦会所
 「坂越の自然・歴史・まち並みを歩く - 市民がつくる写真展 - 」
 写真応募用紙

応募は1人3点までです。

| | |
|--------|--|
| 応募者氏名 | |
| 応募者住所 | |
| 応募者連絡先 | |

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 写真番号・名称 | (写真画像の名前を書いてください) |
| 撮影者氏名 | (応募者と同様の場合は記入しなくて結構です) |
| 作品名 | (展示された場合の作品の題名です) |
| 撮影日時 | (おおまかで結構です) |
| 撮影場所 | (おおまかで結構です) |
| 展示終了後 作品の取扱い | 教育委員会に一任 ・ パネル送付希望(着払い) |

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 写真番号・名称 | (写真画像の名前を書いてください) |
| 撮影者氏名 | (応募者と同様の場合は記入しなくて結構です) |
| 作品名 | (展示された場合の作品の題名です) |
| 撮影日時 | (おおまかで結構です) |
| 撮影場所 | (おおまかで結構です) |
| 展示終了後 作品の取扱い | 教育委員会に一任 ・ パネル送付希望(着払い) |

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 写真番号・名称 | (写真画像の名前を書いてください) |
| 撮影者氏名 | (応募者と同様の場合は記入しなくて結構です) |
| 作品名 | (展示された場合の作品の題名です) |
| 撮影日時 | (おおまかで結構です) |
| 撮影場所 | (おおまかで結構です) |
| 展示終了後 作品の取扱い | 教育委員会に一任 ・ パネル送付希望(着払い) |